

つなぐあきま

まもる・いかす・ささえる



群馬県安中市で、協力隊になる魅力を体験

2027年1月7日(木)～9日(土)
2泊3日

3日間のプログラム

1日目 座学・現役隊員4名との交流

2日目 活動エリア見学、地域のキーマンとの交流、懇親会

3日目 3年間のロードマップ作成体験



▲ 協力隊として活動する際の
主な活動内容とその割合(イメージ)

ANNAKA CITY

地域おこし協力隊募集要項

安中市ってどんな場所？

群馬県の西部に位置する安中市は、年間を通して日照時間が長く、雪がほとんど降らない、とても暮らしやすい地域です。緑豊かな自然に囲まれ、日本三大奇勝のひとつ「妙義山」や、ぐんま三大梅林のひとつ「秋間梅林」など、四季折々の美しい景観を楽しむことができます。



—秋間地区で始まる、 新しい取り組み—

この秋間梅林を有する秋間地区では、令和7年度から地域の農業や生活を支える新しい組織が発足しました。この組織では、農用地の保全・地域資源の活用・生活支援など、地域に根ざした幅広い活動を行っています。

また、少子高齢化などの影響で、農業の担い手不足が進み、集落機能が低下しつつある今、地域の農業を次の世代へとつないでいくことは、地域にとって喫緊の課題です。

そこで安中市では、地域の農業者を支え、農地や地域資源を守り、未来へ引き継いでいくために当該組織で活動していただける、『安中市農業の縁の下力持ち』を募集します。農業体験や農泊（農家民泊）の企画を通して、地域への移住・定住を促進し、農業の担い手を増やす取り組みにも関わっていただけたらと思っています。



活動内容について ―地域の農業に関すること―

地域の人と協力しながら、農業の魅力を伝え、次の世代へとつないでいくやりがいのある活動です。

【地域を知る】

- ・農地の調査
- ・農家への訪問
- ・地域行事への参加

【人をつなぐ】

- ・農業体験
- ・ボランティア募集活動
- ・イベント企画
- ・情報発信

【農地を守る】

- ・草刈りや剪定体験
- ・農作業
- ・農地管理

【仕組みをつくる】

- ・農地保全の仕組みづくり
- ・活動計画の作成
- ・卒業後の事業づくり



【その他のこと】

- ・担当課及び他の地域おこし協力隊との連携・協働
- ・地域おこし協力隊関連の活動（月例定期報告書の提出や定例会への出席、活動報告会の開催、その他地域おこし協力隊との連携、活動に必要な研修の参加、市の魅力PRなど）



活動拠点・受け入れ団体について



安中秋間地域RMO推進協議会 安中市役所（地域づくり課）

- ・安中秋間地域RMO推進協議会事務局
群馬県安中市秋間みのりが丘2-32
（安中榛名イノベーションスタジオ内）
- ・安中市役所（地域づくり課）
群馬県安中市安中2-13-7

農村RMO（農村型地域運営組織）とは？

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことです。

安中市秋間地域RMO協議会は、農用地保全や地域資源活用などを核とした経済活動に加え、生活支援など地域コミュニティの維持に貢献する活動を行っています。

安中秋間地域RMO推進協議会とは？

群馬県は全国第2位の梅の生産地。

秋間地域でも多くの農家が梅を栽培していますが、高齢化や後継者不足によって、耕作放棄地が増加し、このままだと生産梅林としての機能が失われてしまう可能性があります。

そこで地域の農業を支えるため、これまで15年間にわたり農用地保全を行ってきた「秋間梅林里山を守る会」と、環境保全・生活支援活動を行う「いきまち倶楽部」を中心に農村RMOが発足しました。

主な取り組みとしては・・・

- ・ 耕作放棄地と農業後継者のマッチング
 - ・ 梅や竹などの剪定枝を肥料として活用する実証実験
 - ・ 梅などの地域資源を活かした物産開発や直売所の設置
 - ・ 高齢者世帯への移動販売などの生活支援活動
- など、地域全体で農業と暮らしを支える取り組みを進めています。



3年間の活動と卒業後のビジョン

1年目：知る・つながる。

地域の農地を知り、
地域住民との信頼関係を築く

主な活動について

- 農地・梅園・耕作放棄地の現地調査
- 地域農家への訪問・ヒアリング
- 草刈り・剪定・農作業の補助
- 地域の行事や共同作業への参加
- SNSで活動発信

着任後は、まず安中市の農業の現状を知ることからスタート！
市内の農業関係団体を訪問し、地域の魅力や課題を学びます。
秋間地域を中心に、農用地保全活動にも実際に取り組み始めます。



2年目：動かす・仕組みをつくる

主な活動について

農地保全の新しい仕組みづくりに挑戦！

- 草刈り支援制度の企画
- 農地管理ボランティアの検討
- 農作業体験イベントの企画運営
- 梅の木オーナー制度の検討
- 農地マッチングイベント企画



1年目で得た知識と信頼関係をもとに、活動の幅を広げていきます。
イベント企画や仕組みづくりの検討など“形にする”挑戦の年です。

3年目：つなぐ・地域に残す

持続可能な農地保全の仕組みを
地域へ引き継ぐ

主な活動について

- 農地保全組織の運営検討
- ボランティア育成
- 地域住民との意見交換
- 農地管理計画の作成
- 活動マニュアル整備
- 協力隊卒業後の事業づくり



3年目は、これまでの活動の集大成！

これまでの活動をもとに、地域の農業の魅力を発信し、実際のイベントや体験を通じて市内外の人に届けていく年です。あなたの活動を地域の未来につなげていきます。

大切にしてほしいこと

- ・ 挑戦を楽しむ
- ・ 人とのつながりを大切にする
- ・ 自分らしく成長する
- ・ 3年間を未来につなげる

よそ者だからこそできることがある。

他にも群馬県のサポート機関（NPO法人ぐんま地域おこし協力隊ネットワーク）に相談でき、市以外の第三者にも相談できる環境がありますので、ご安心ください。

卒業後のビジョン

任期終了後も、安中市に定住していただけるよういくつかの選択肢があります。

たとえば、

- ・ 安中秋間地域RMO推進協議会の後継団体で事務局として継続活動
- ・ 集落支援員や移住・定住コーディネーターとして従事
- ・ 農業や地域資源を活かして起業・事業化に挑戦

起業などに関しては、補助金制度も充実しているので、できる限りあなたの希望に沿った形で新たな一歩をサポートします。



※任期を5年間とする特例措置について
農業技術の習得などを目的とした地域おこし協力隊は、より長期的な支援が求められており、今後就農などの、農業を目的としていく場合、任期を5年に延長することができる場合もあります。

求める人物像

安中市の農業を支え、地域の未来を一緒につくっていく仲間を募集します。

農業経験は問いません。大切なのは「地域を想う気持ち」と「人とのつながりを大切にできる姿勢」です。

- (1) 地方創生や地域活性化に興味・関心がある方
- (2) 農業に関わる仕事がしたい方
- (3) 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方
- (4) 安中市に定住してプロジェクトを継続する意思がある方
- (5) 起業や就業を目指し、任期後も本市と共に意欲的に取り組む意思のある方
- (6) チームプレーや組織での活動が好きな方
- (7) 「縁の下の力持ち」という言葉にビビッとくる方

市では、協力隊が安心して活動できるようサポート体制がしっかり整っています。

そのため、農業経験がなくてもOK！

地域の農業を支えたい、柔軟なコミュニケーションが取れる方を幅広く歓迎します。

応募条件

安中市の地域おこし協力隊募集要領の内容を理解した上で、

下記（１）～（８）の要件を満たす方

- （１）心身が健康で、地域おこし活動に意欲と行動力があり、住民と積極的に交流できる方
- （２）令和9年4月1日時点で、概ね20歳以上50歳未満の方
- （３）日々の活動報告、本市の魅力等について、PR活動ができる方
- （４）作業用PC等を持参し、SNSをはじめとする情報発信ツールの一般的な操作ができる方
- （５）３大都市圏または、都市地域等にお住まいで、委嘱の通知があってから、安中市に住所を移し、居住することができる方（総務省の「地域要件確認表」参照）
※なお、現在の住所地により、安中市内での居住地に制限があります。
- （６）普通自動車運転免許を取得している方（取得見込みも含む）
- （７）活動期間終了後も安中市に定住する意思のある方
- （８）法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方

※現在安中市にお住まいの方、上記（５）の地域要件のうち、「全部条件不利地域」、または「一部条件不利地域」等の条件不利区域にお住まいの方は応募できません。

身分・待遇・福利厚生

- （１）安中市地域おこし協力隊として市長が委嘱します。
- （２）安中市との雇用関係はありません。
※雇用保険の加入はありません。
※各自のご負担で、国民健康保険、国民年金に加入していただきます。
※活動に支障のない範囲において、副業を認めます。事前に届出が必要です。
- （３）委嘱期間中の住居については、地域要件により、居住区域が指定される場合は、市が用意した家屋に居住していただきます。安中市全域に居住が認められている方は、ご自身で希望の住居を見つけていただくことが前提となります。なお、家賃の補助として、月額最大30,000円を市が負担します。
※転居に係る費用、生活備品、光熱水費、町内会費等は各自のご負担となります。
- （４）活動に使用する車両は、自家用車をご用意ください。
※借上料として、燃料代を含み月額最大30,000円を支給します。
※自家用車は、任意保険に加入（自己負担）し、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上とすることを要件とします。
- （５）活動に使用する携帯電話・PC・カメラ等は、自己所有のものをご用意ください。
※借上料として、通信機器・事務機器に対し月額8,000円を支給します。
- （６）活動中の事故に対応するため、市が掛け金を負担し、傷害保険に加入します。
- （７）活動に必要な経費は、協議の上、予算の範囲内で補助します。
※物品購入の際、物品の所有権は原則、安中市となります。

活動時間及び勤務体系の例

1日7時間45分、月20日を基本とします。（年間240日）

※活動状況により、活動開始時間や終了時間、1日当たりの活動時間、休日の変動する場合があります。

※4時間程度の勤務で0.5日勤務扱いとなります。

- 8：30 勤務開始
- 8：30～12:00 秋間地区周辺の農地の調査、実証実験
- 12：00～13：00 休憩
- 13：00～15：00 午前中の調査結果、実証実験結果のまとめ
- 15：00～16：00 梅をメインとした農産品開発に向けた準備
- 16：00～17：15 市役所など関係機関との打ち合わせ
- 17：15 勤務終了

※あくまで活動例であるため、実際には勤務開始が早い、勤務終了が遅いなどの日もあります。
また、土日祝の勤務も多くあります。



委嘱期間

委嘱予定日から令和10年3月31日まで

※1年単位で、最長3年間まで延長できます。双方協議の上、判断します。

※委嘱前に、誓約書を記入していただきます。誓約書をもとに活動していただき、委嘱期間中でも、隊員として相応しくないと判断した場合や、誓約書に違反した場合は、委嘱を取り消します。



報償費

日額14,500円（半日勤務で7,250円）

※支給時に、源泉所得税が控除されます。

※賞与、時間外手当、退職金はありません。

※年間3,500,000円までが上限となります。

応募受付期間

令和8年10月1日(木)～令和9年1月15日(金)（※必着）まで

※応募状況によっては、期間が延長又は短縮される場合があります。

募集人数

1名

応募方法

次の書類を郵送・窓口持参のいずれかの方法で、下記【提出先】まで提出してください。

（１）安中市地域おこし協力隊応募用紙 １部

（２）住民票抄本（応募期間開始日以降に発行されたもの） １部

（３）運転免許証の写し（表・裏の両面） １部

（４）市町村が証明した活動期間を明らかにする書類（任意様式） １部

※郵送料、証明書取得手数料等、提出に係る費用は、応募者負担となります。

なお、提出いただいた書類はお返ししませんのでご了承ください。

※（１）の応募用紙は、地域づくり課にご請求いただく他、市のホームページよりダウンロードできます。

※（３）は応募時点で運転免許を取得している方のみ提出してください。

※（４）は他市町村で、地域おこし協力隊として２年以上活動し、解嘱から１年以内の方のみ提出してください。

【提出先】 安中市役所 企画政策部 地域づくり課 地域づくり係

〒379-0192 群馬県安中市安中2-13-7（本庁舎）

TEL 027-382-1111（内線1036） E-mail iju-teiju@city.annaka.lg.jp

午前8時30分～午後5時15分（※土日祝日を除く）

選考の流れ

(1) おためし地域おこし協力隊（2泊3日）

～気になる、を「自分ごと」にする3日間～

日 時：令和9年1月7日（木）～9日（土）2泊3日

受付期間：令和8年10月1日（木）～令和8年12月13日（日）

定 員：3名程度

実際に協力隊になった自分をイメージしてもらい、安中市がどんな場所であるかを体感していただきます。

※現地までの交通費、期間中の食費は自己負担となります。

※参加は任意です。

(2) 第1次選考（書類選考）

応募書類を基に選考し、結果は応募者全員に文書で通知します。

書類の内容について、電話等で確認することがありますのでご了承ください。

(3) 第2次選考（面接）

日 程：令和9年2月4日（木）

第1次選考合格者に面接を行い、隊員候補者を決定します。

※面接の詳細は、対象者に別途通知します。なお、会場までの交通費等は、応募者負担となります。

(4) 最終選考結果の通知

最終結果は、第2次選考の参加者全員に文書で通知します。

※住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると、応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。

※（2）から（4）を通して、選考内容については、お答えできません。

(5) 活動開始日

令和9年4月1日から令和10年3月31日までを予定しています。

（着任日は隊員候補者と調整し、決定します。）

委嘱日は4月1日を予定していますが、着任日は別途協議します。

問い合わせ先

安中市役所 企画政策部 地域づくり課 地域づくり係
〒379-0192 群馬県安中市安中2-13-7（本庁舎）

TEL：027-382-1111（内線1036）

E-mail：iju-teiju@city.annaka.lg.jp

午前8時30分～午後5時15分（※土日祝日を除く）



【申込フォーム】

